

条 例 抄

第八条 業者は、行商をするときは、当該届済証を携帯していなければならない。

従業員が行商をするときも同様とする。

第十一条 業者は、未成年者又はその委託を受けた者と金属屑を売買し、若しくは交換し、又はこれらの者からその売買若しくは交換の委託を受けではなくない。

但し、未成年者の同居の親族又は法定代理人の同意があるときは、この限りでない。

第十二条 業者は、金属屑を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業、及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき、又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、当該金属屑に不正品の疑があるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

第八条 業者は、行商をするときは、当該届済証を携帯していなければならない。

従業員が行商をするときも同様とする。

第十一条 業者は、未成年者又はその委託を受けた者と金属屑を売買し、若しくは交換し、又はこれらの者からその売買若しくは交換の委託を受けではなくない。

但し、未成年者の同居の親族又は法定代理人の同意があるときは、この限りでない。

第十二条 業者は、金属屑を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業、及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき、又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、当該金属屑に不正品の疑があるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

第一〇四〇一号

金属屑届済証

平成31年3月20日



第一

11101

号

金属屑届済証

平成31年4月4日

